

平成 29 年 5 月 26 日  
総務省統計局

## 消費者物価指数における「消費税調整済み指数」の作成について

消費者物価指数は、世帯が消費する財・サービスの価格の変動を測定することを目的としていることから、商品やサービスと一体となって徴収される消費税分を含めた消費者が実際に支払う価格を用いて作成している。

一方、物価の基調をより適確に見るには、一時的な要因や外部要因を除くことが有用と考えられる。消費税率の改定は、指数に一時的な要因による変動をもたらすため、その直接的な影響を除いた「消費税調整済み指数」を参考指数として作成し、消費者物価の基調的な動きの分析に広く資するものとする。

### 1. 概要

#### 1. 指数の作成方法

消費税調整済み指数の作成は、CPI 品目ごとに消費税法上の課税 / 非課税の扱いや、経過措置、調査時点を考慮の上、課税扱いとする品目について税率変化分を機械的に控除する（品目別価格指数  $I_{調整前,i,t}$  に調整係数  $v_{i,t}$  を乗じる）方法により行う。

$$I_{調整済,i,t} = I_{調整前,i,t} \cdot v_{i,t} \quad i: \text{品目}, t: \text{月}$$

消費税調整済み指数におけるウエイトは、家計調査結果（基準年の税込み支出金額を集計）をそのまま用いる。

で作成した調整済価格指数を のウエイトで加重平均し、総合指数など上位類指数を算出する。

$$I_{調整済,t} = \frac{\mathring{a}_i I_{調整済,i,t} \cdot w_i}{\mathring{a}_i w_i} = \frac{\mathring{a}_i I_{調整前,i,t} \cdot v_{i,t} \cdot w_i}{\mathring{a}_i w_i}$$

#### 2. 遡及計算の範囲

消費税率が 3% から 5% に改定された 1997 年 4 月時の基準である 1995 年基準指数及び 5% から 8% に改定された 2014 年 4 月時の基準である 2010 年基準指数について、遡及して作成する<sup>1</sup>。なお、1997 年 4 月税率改定時の品目ごとの課税 / 非課税等の扱いは、2014 年 4 月税率改定時と同様とする。

#### 3. 作成系列

次の 6 系列の指数について、全国の消費税調整済み指数を作成する。

- ・ 総合
- ・ 生鮮食品を除く総合

<sup>1</sup> 1989 年 4 月の 3% 消費税導入時まで遡及した指数の作成は、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれがあることなどから、行わないこととする。

- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

消費税調整済み指数は、1995年基準及び2010年基準の消費税調整済み指数を、他の基準の指数と水準調整した、2015年基準接続指数（2015年平均=100とする指数）とする<sup>2</sup>。指数は1995年1月から2014年12月まで作成し<sup>3</sup>、四半期<sup>4</sup>・年・年度平均及びこれらの変化率を本系列の作成当時の計算方法に準じて計算する<sup>5</sup>。

## II. 品目別の調整方法

品目別価格指数は、比較時価格を基準時価格で除して算出される。したがって、消費税率改定の影響は、基準時と比較時の税率の比（改定後税率÷改定前税率）で表される。

（例）2014年4月の税率改定（5%から8%に改定）の場合

$$\begin{aligned}
 I_{\text{調整前},i,t} &= \frac{P_{\text{改定後},i,t}}{P_{\text{改定前},i,0}} = \frac{P_{\text{税抜},i,t} \cdot 1.08}{P_{\text{税抜},i,0} \cdot 1.05} = \frac{P_{\text{税抜},i,t} \cdot 1.05}{P_{\text{税抜},i,0} \cdot 1.05} \cdot \frac{1.08}{1.05} \\
 &= \frac{P_{\text{改定前},i,t}}{P_{\text{改定前},i,0}} \cdot \frac{1.08}{1.05}
 \end{aligned}$$

消費税調整済み指数を、改定前の税率に換算した比較時価格と基準時価格から作成した指数と定義し、上述の関係式から、調整前（税率改定後）指数に「改定前税率÷改定後税率」による調整係数を乗ずることにより指数を調整する。

$$I_{\text{調整済},i,t} = \frac{P_{\text{改定前},i,t}}{P_{\text{改定前},i,0}} = I_{\text{調整前},i,t} \cdot \frac{1.05}{1.08}$$

調整係数<sub>v</sub>

また、以下の項目に該当する品目については、税制上の扱いや消費者物価指数における消費税の反映状況を踏まえた調整係数を設定する（具体的な対象品目は別添参照）。

### 1. 非課税品目の扱い

以下に該当する品目については、税率改定による指数への直接的な影響はないと考えられるため、税率改定後の調整係数は $v_{i,t} = 1$ とする。

消費税法で定められた非課税品目<sup>1</sup>

価格の対象となる役務の大部分が国内取引ではない品目<sup>2</sup>

対価がない品目<sup>3</sup>

1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条に定められる非課税取引に該当するとみられる品目。

2 消費税法第4条では、「国内において事業者が行った資産の譲渡等（中略）には、この法律により、消費税を課する。」としている。「外国バック旅行」の価格の対象は大部分が課税対象外となる国外での役務の対価とみられる。

<sup>2</sup> 接続指数の作成方法は消費者物価指数の解説を参照。

<sup>3</sup> 2015年1月分以降税率改定時までは、本系列（消費税調整前指数）と消費税調整済み指数が一致する。このため、次回税率改定時までは、毎月の消費税調整済み指数の公表は行わないこととする。なお、次回税率改定時には本系列の消費税調整済み指数のほか、連鎖基準指数、季節調整値、地方別指数等について、作成方法等の検討の上、月次指数の公表の準備を進める。

<sup>4</sup> 本系列の作成範囲と合わせるため、2000年以降の指数を計算する。

<sup>5</sup> 過去の変化率の計算方法については、利用上の注意（<http://www.stat.go.jp/data/cpi/riyou.htm>）を参照。

3 消費税法では、「資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）」を課税対象としている。PTA活動には多くの場合事業性がないとみられ、この場合におけるPTA会費は課税対象外になるとみられる。

## 2. 経過措置品目の扱い

経過措置の対象である品目については、それぞれの経過措置に応じて調整する。

品目内の調査対象価格で経過措置の扱いが一律の場合、経過措置期間は旧税率、経過措置終了後は新税率とみなす

（例）2014年4月改定時の電気代等

$$v_{i,t} = \begin{cases} 1 & (t \text{ } \text{£} 2014.4) \\ 1.05/1.08 & (t^3 \text{ } 2014.5) \end{cases}$$

品目内で調査対象価格により経過措置の違いがある場合、税率改定当月は、価格の一部にのみ新税率が適用されたとみなす

（例）固定電話通信料（2014年4月にウエイトで3分の2を占める価格が新税率）

$$v_{i,t} = \begin{cases} 1 & (t \text{ } \text{£} 2014.3) \\ \frac{1.05}{1.08} \cdot \frac{2}{3} + \frac{1}{3} & (t = 2014.4) \\ 1.05/1.08 & (t^3 \text{ } 2014.5) \end{cases}$$

## 3. 季節調査品目（生鮮食品を除く）の扱い

税率改定当月が非調査月である品目は、税率改定当月から次回調査開始前月まで旧税率による平均価格を保有しているため、次回調査開始月までは旧税率扱いとする。

（例）調査期間が9月～2月の品目の場合、2014年4月～8月の指数は2013年9月～2014年2月の税率改定前の指数の平均値となるため、税率改定の影響はないとする。

$$v_{i,t} = \begin{cases} 1 & (t \text{ } \text{£} 2014.8) \\ 1.05/1.08 & (t^3 \text{ } 2014.9) \end{cases}$$

税率改定当月より前から継続して調査月である季節調査品目は、次回非調査開始月に課税前後の価格が混在した平均価格を保有するため、保有価格について新旧税率の期間を考慮した調整をする。

（例）調査期間が3月～8月の品目の場合、2014年3月調査価格は改定前、2014年4月～8月は改定後の価格による指数となるため、2014年9月以降の保有期間の指数はこれらの平均値となるため、税率変化分をその月数で平均する。

$$v_{i,t} = \begin{cases} 1 & (t \text{ } \text{£} 2014.3) \\ 1.05/1.08 & (2014.4 \text{ } \text{£} \text{ } t \text{ } \text{£} 2014.8) \\ \frac{1}{6} + \frac{1.05}{1.08} \cdot \frac{5}{6} & (2014.9 \text{ } \text{£} \text{ } t \text{ } \text{£} 2015.2) \\ 1.05/1.08 & (t^3 \text{ } 2015.3) \end{cases}$$

### III. 消費税調整済み指数を見る上での留意点

以下に挙げる項目については、品目別に見た一律の調整による指数が実際の課税措置に完全には適合しておらず、過剰な調整（又は調整不足）となる場合があるため、注意する必要がある。

小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスの一部などでは、調査対象に個人事業者などの小規模事業者が含まれるため、これらの事業者の調査価格に消費税率改定の直接的な影響は及ばないと考えられる。このため、消費税調整済み指数は過剰調整の可能性がある。

「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、これらの間接税を除いた価格に、消費税率改定の直接的な影響が及ぶと考えられる。このため、消費税調整済み指数は過剰調整の可能性がある。

「外国パック旅行費」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれることから、消費税率改定の直接的な影響が一部に及ぶと考えられる。このため、消費税調整済み指数は調整不足の可能性がある。

「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されていることから、消費税率改定の直接的な影響が及ぶと考えることもできる。このため、消費税調整済み指数は調整不足の可能性がある。

公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、これらの事業者の調査価格については、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の直接的な影響があると考えられることもできる。このため、この期間において消費税調整済み指数は過剰調整の可能性がある。

別添 品目一覧

	2014年4月税率改定	1997年4月税率改定
非課税品目	消費税法で定められた非課税品目 住居……民営家賃、公営家賃、都市再生機構・公社家賃、持家の帰属家賃、火災保険料 保健医療……診療代、出産入院料 交通・通信……自動車免許手数料、自動車保険料(自賠償)、自動車保険料(任意) 教育……私立中学校授業料、公立高校授業料、私立高校授業料、国立大学授業料、私立大学授業料、私立短期大学授業料、公立幼稚園保育料、私立幼稚園保育料、専門学校授業料、教科書 諸雑費……傷害保険料、保育所保育料、介護料、印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料、パスポート取得料	住居……民営家賃(木造小住宅)、民営家賃(木造中住宅)、民営家賃(非木造住宅)、公営家賃、持家の帰属家賃(木造小住宅)、持家の帰属家賃(木造中住宅)、持家の帰属家賃(非木造住宅)、火災保険料 保健医療……診療料、入院費(分娩費・国立)、入院費(分娩費・公立) 交通・通信……自動車免許手数料、自動車保険料(自賠償)、自動車保険料(任意) 教育……私立中学校授業料、公立高校授業料、私立高校授業料、国立大学授業料、私立大学授業料、私立短期大学授業料、公立幼稚園保育料、私立幼稚園保育料、教科書 諸雑費……印鑑証明手数料、戸籍抄本手数料
	価格の対象となる役務の大部分が国内取引ではない	教養娯楽……外国パック旅行
	対価性がない	教育……PTA会費(小学校)、PTA会費(中学校)
経過措置	改定当月は旧税率、翌月以降は新税率とみなす 光熱・水道……電気代、都市ガス代、プロパンガス、水道料、下水道料 家具・家事用品……し尿処理手数料	
	改定当月以降にも、価格の一部に旧税率が適用されたとみなす 交通・通信……固定電話通信料(2014年4月にウエイトで3分の2を占める価格が新税率)、携帯電話通信料(同4分の1)	光熱・水道……電気代、都市ガス代、プロパンガス 交通・通信……通信料 (1997年4月にウエイトで2分の1を占める価格が新税率) 光熱・水道……水道料、下水道料 家具・家事用品……清掃代 (1997年4月及び5月にウエイトで2分の1を占める価格が新税率)
季節調査品目	改定当月に調査されていない(保合期間)品目 家具・家事用品……温風ヒーター、電気カーペット、毛布 被服及び履物……背広服(冬物、中級品)、背広服(冬物、普通品)、男子上着、男子ズボン(冬物)、男子コート、男子学生服、婦人スーツ(秋冬物、中級品)、婦人スーツ(秋冬物、普通品)、ワンピース(秋冬物)、婦人上着、スカート(秋冬物)、婦人スラックス(冬物)、婦人コート、女子学生服、ワイシャツ(半袖)、スポーツシャツ(長袖)、男子セーター、ブラウス(長袖)、婦人Tシャツ(長袖)、婦人セーター(長袖)、子供Tシャツ(長袖)、マフラー 保健医療……予防接種料 教養娯楽……学習机、筆入れ 諸雑費……通学用かばん	家具・家事用品……扇風機、石油ストーブ、電気ごたつ、電気カーペット 被服及び履物……男子ウール着物、背広服(冬物)、男子上着、スリーシーズンコート、男子学生服、ニットスーツ、スーツ(冬物)、スーツ(夏物)、ワンピース(夏物)、ワンピース(冬物)、スカート(冬物)、婦人スラックス(冬物)、婦人オーバー、女子学生服、女子スカート(冬物)、ワイシャツ(半袖)、スポーツシャツ(長袖)、男子セーター、婦人ブラウス(半袖)、婦人Tシャツ(長袖)、婦人セーター(長袖)、子供Tシャツ(長袖)、子供セーター、男子シャツ(ランニング)、男子靴下(冬物)、子供タイツ 教養娯楽……学習机 諸雑費……通学用かばん
	税率改定以前から継続して調査されている品目 被服及び履物……背広服(夏物、中級品)、背広服(夏物、普通品)、男子ズボン(夏物)、婦人スーツ(春夏物、中級品)、婦人スーツ(春夏物、普通品)、ワンピース(春夏物)、スカート(春夏物)、男子パジャマ	家具・家事用品……毛布 被服及び履物……婦人ウール着物、男子ズボン(冬物)、スーツ(合物)、ワンピース(合物)、スカート(合物)、婦人ブレザー、女子スカート(夏物)、婦人ブラウス(長袖)、男子シャツ(長袖)、男子ズボン下、男子パジャマ、男子靴下(夏物)

品目名は各基準時のもの